



国民一人一人が、森を支える。 森林環境税

【森林環境税・森林環境譲与税について】

日本の森林は、国土の約7割を占め、地球温暖化や災害を防ぎ、豊かな水を育むなど、私たちの命や暮らしを支えています。この大切な森林を持続的に守り育てていくため、「国民一人一人が、森を支える」新たな仕組みとして、「森林環境税・森林環境譲与税」が創設されました。

? キーワード解説

- ★「森林環境税」は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が国税として1人年額千円を徴収する新たな税です。
- ★「森林環境譲与税」は、森林環境税による税収を原資として、市町村における森林整備の促進のために、市町村と都道府県に譲与される財源です。

【森林環境譲与税の活用状況】

森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）は、森林整備を推進する観点から徴収に先んじて譲与が開始されており、今年度で5年目を迎えました。全国の市町村では、譲与税の活用により、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発などの取組が展開されており、取組市町村数、活用額（令和4年度:399億円(活用率80%)、令和5年度予定:537億円(同107%)）のいずれも着実に増加しています。譲与税の導入を受けて、都市・山村連携の取組も広がりをみせています。譲与税の使途は、自治体ごとにホームページで公表していますので、地域での取組状況もチェックしてみてください。

森林を活かすしくみ 森林環境税・森林環境譲与税



日本の森林は、国土の約7割。環境保全や防災、水の浄化など、森林は様々な場面で私たちの暮らしを支えています。

この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していく必要があります。しかし、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の増加などにより、手入れ不足の森林が増えています。このような中、令和元年度に、市町村（特別区を含む、以下同じ。）による森林整備等の新たな財源として、「森林環境譲与税」の譲与がスタートしました。

2. 森林環境譲与税を活用した取組

全国の市町村で、森林環境譲与税を活用して、森林を持続的に活かしていく取組が広がっています。

森林の整備

森林整備では、伐採跡地などに樹木を植える「植栽」、植えられた樹木の生育の助けになる草刈りをする「下刈り」、樹木同士の過密さを防いで適切に日光が当たるように一部の樹木を伐採する「間伐」そして、これらの作業に必要となる林道の整備など様々な取組が行われています。また、花粉発生源対策としてのスギの植栽など、インフラ施設周辺の森林の整備など、地域の森林の課題に応じた取組が行われています。森林環境譲与税の譲与が開始された令和元年度から令和4年度までの4年間で、約9,8万haの森林整備等が実施されました。



手入れ不足森林の間伐
(静岡県小山町)



花粉発生源対策となるコナラへの植栽
(鳥取県八雲町)



送電線周辺の森林整備
(千葉県君津市)

林野庁では、地域の森林・林業の未来に向けた取組を、より分かりやすく紹介するため、林野庁ウェブサイトに写真を多用した譲与税ページを開設しています。譲与税の仕組みや全国の市町村での取組事例などを紹介していますので、ご覧ください。

こちらから



【今後に向けて】

各市町村では、森林所有者への意向調査の結果を踏まえた森林整備や、積立基金も活用した木造公共施設の整備などの取組も始まっており、来年度以降も、更なる取組の進展が期待されます。

林野庁では、引き続き、自治体の皆様と協力しながら、各地域での譲与税の効果的な活用に向けた支援に取り組むとともに、取組による成果を積極的に広報していくことにしています。

<お問合せ先>

林野庁森林利用課森林集積推進室
電話：03-6744-2126